

26経営第3456号
平成27年4月1日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長

農地法関係事務処理要領の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）が平成27年4月1日から施行され、農地法（昭和27年法律第229号）第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務等は、指定都市に移譲されます。

このため、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知の上、改正後の農地法の適正かつ円滑な事務の執行に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、貴傘下団体に対しましては、貴職から通知していただきますようお願いいたします。